

組合員の皆様へ

令和3年4月から国民健康保険料が変わります

後期高齢者支援金等保険料

令和2年度 3,900円	⇒	令和3年度 4,100円
-----------------	---	-----------------

介護保険料（40歳以上65歳未満）

令和2年度 4,700円	⇒	令和3年度 5,000円
-----------------	---	-----------------

※医療保険料・後期高齢者保険料：変更なし

令和3年度保険料について

種 別		医療保険料			後期高齢者 支援金等 保険料	介護保険料 (第2号被 保険者)	後期高齢者 保険料
		平等割	前期高齢者 納付金分	応能割			
第1種組合員		8,000円	2,300円	前々年度の課 税総所得金額 の1000分の20 の12分の1額	4,100円	5,000円	—
第2種 組合員	歯科医師	15,000円	2,300円	—	4,100円	5,000円	—
	歯科医師 以外	8,000円	2,300円	—	4,100円	5,000円	—
第3種組合員		—	—	—	—	—	5,000円
家 族		5,000円	2,300円	—	4,100円	5,000円	—

※介護保険料は、40歳以上65歳未満の方のみ

※課税総所得の下限100万円、上限2,000万円